

## **To All Foreign Nationals Living in Japan**

According to the Alien Registration Law, if you change your address ,you are obligated to apply at the office of the new municipality in which you reside.

The local municipalities consider those who have registered their alien registration to be residents of the municipality and will provide such foreign nationals with services to which all residents are entitled. Accurate registration is for your benefit to make your life in the municipality more convenient for you. Please follow the proper procedures for alien registration at the local government office of the city, village or town in which you reside. If you are under 16 years of age, a family member or relative living at the same address must register on your behalf.

For further details of procedures, please refer to the office of the municipality in which you reside.

The Japanese government is planning to provide the Supplementary Income Payments. Please note that it is scheduled to be supplied by the local municipalities where you are registered on the standard date (February 1 is scheduled) .

# にほん きょじゅう がいこくじん みなさま 日本に居住する外国人の皆様へ

がいこくじんとろうくほう きょじゅうち か ぼあい あたら す しく  
外国人登録法においては、居住地が変わった場合には、新しいお住まいの市区

ちょうそんやくば しんせい きむ  
町村役場で申請する義務があります。

げんざい しくちょうそん がいこくじんとろうく かた じゅうみん はあく じゅうみん  
現在、市区町村は、外国人登録をした方を住民として把握し、住民サービスの

ていきょう おこな せいかく とろうく みな じゅうみんせいかつ べんり  
提供を行っています。正確な登録は、皆さんの住民生活をより便利なものとする

ひつようふかけつ す しくちょうそんやくば ただ がいこくじんとろうく おこな  
ために必要不可欠です。お住まいの市区町村役場で、正しい外国人登録を行って

さいみまん かた いっしょ す しんぞく かた か てつぎ おこな  
ださい。16歳未満の方は、一緒にお住まいの親族の方などが代わって手続を行  
う  
ことになります。

くわ てつぎ す しくちょうそんやくば と あ  
詳しい手続については、お住まいの市区町村役場にお問い合わせください。

げんざい にほんこくせいふ ていがくきゅうふきん しきゅう けいかく ていがくきゅうふきん  
なお、現在、日本国政府は、定額給付金の支給を計画しています。この定額給付金

しくちょうそん きゅうふ きじゅんぴ がつ にち よてい じてん  
は、市区町村において給付されるものですが、基準日（2月1日を予定）時点で、あ

がいこくじんとろうくげんびょう とろうく しくちょうそん きゅうふ よてい  
なたが外国人登録原票に登録されている市区町村において給付される予定であり

もう そ  
ますことを申し添えます。